

# 松崎町津波防災地域づくり 推進計画 概要版

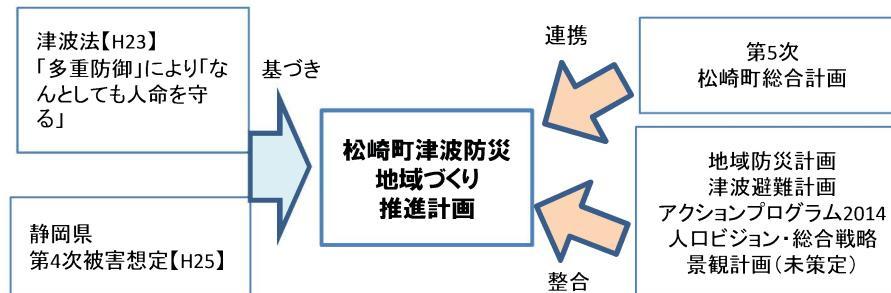
理念: やすらぎのあるまちづくりを目指して、平常時の地域でのつながりを強めて、緊急時に助け合える関係性を築くとともに、松崎町の防災・減災体制を強化し「安全・安心の住みよいまちづくり」を推進する。

## 1. 推進計画の目的と位置づけ

### ①推進計画の目的

本計画は、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、南海トラフ巨大地震によって発生が予想されている津波災害による被害の防止・軽減を図るため、ハード(施設整備)・ソフト(避難対策)の施策を組み合わせた「多重防御」による、津波に強いまちづくりを目指すための指針となることを目的とする。

### ②推進計画の位置づけ



### ③推進計画区域の設定

地震・津波対策の推進にあたっては、全町あげて取り組み、犠牲者ゼロを目指す必要があるため、推進計画区域は、津波による浸水が予想される地域だけではなく、町内全域とする。

## 2. 沿岸部の現況とこれまでの取組

### ①松崎町の歴史等

駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震が繰り返し発生してきた。

過去、大きな被害を受けたと考えられるのが、嘉永7年(1854年)安政東海地震の津波であり、松崎港を襲った津波は、3~7m余りで、浸水家屋は340戸に及んだ。

### ②これまで本町が実施してきた地震・津波対策

- ・ハード事業: 防災行政無線、津波避難タワー、津波避難ビルの指定、避難路の整備、橋梁耐震補強など
- ・ソフト事業: 防災マップの配布、防災訓練、木造住宅の耐震補強助成、ブロック塀の撤去・改修補助、災害支援協定の締結など



## 3. 津波防災地域づくり上の課題

### ①津波の最大想定津波高と到達時間

津波発生箇所	レベル1		レベル2	
	最大津波高	到達時間	最大津波高	到達時間
相模トラフ沿い	2m	98分	6m	44分
駿河・南海トラフ沿い	12m	4分	16m	6分

### ②地区別・港別最大想定津波高

地区名	レベル1	レベル2
松崎地区	9m	14m
三浦地区	岩地漁港	11m
	石部漁港	10m
	雲見漁港	12m
	松崎町	12m

### ③津波防災地域づくり上の課題

- ・避難の困難性
- ・住宅等の建物被災の危険性
- ・道路交通網の被災の危険性
- ・地域コミュニティによる避難支援の困難性
- ・要配慮者施設の避難の困難性

### ④地域別の課題

- ・水門の整備、防潮堤の嵩上げ
- ・避難場所、避難路の確保  
(ブロック塀の耐震化、夜間照明、誘導灯、誘導看板)
- ・避難行動要支援者の避難対策
- ・観光客の避難誘導体制の整備

(雲見)



(石部)



<津波避難地図>

(岩地)



#### 4. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

- 【基本方針1】ソフト対策の充実による円滑な避難の確保
- 【基本方針2】地域の特性に配慮した津波防護ラインの構築
- 【基本方針3】津波への備え・意識啓発
- 【基本方針4】災害に強いまちづくり
- 【基本方針5】速やかな復旧・復興

<地区ごとの取組方針>(津波防護強化対策)

- ・松崎地区：静岡県は、松崎地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当該地区的特性に配慮した構造、外観とする。  
当該地区的景観等に配慮し、T.P.+7.5mの高さで当面整備を行う。
- ・岩地地区：現況地盤高及び既存施設の高さが必要堤防高を満足していないが、観光業を中心とする当該地区的特性に鑑み、津波を防ぐための防潮堤等の新たな施設整備や既存施設の嵩上げは行わない。
- ・石部地区：松崎町は、石部地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当該地区的特性に配慮した構造、外観とする。  
当該地区的景観等に配慮し、T.P.+10.0mの高さで当面整備を行う。
- ・雲見地区：松崎町は、雲見地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当該地区的特性に配慮した構造、外観とする。  
当該地区的景観等に配慮し、T.P.+8.0mの高さで当面整備を行う。

**施設整備にあたっては、地域の特性に鑑み、レベル1津波未満の整備であるものの、レベル2津波対応の津波防災地域づくりは進め、確実な津波避難警戒体制を構築する。**

#### 5. 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本町は、津波到達時間が非常に速いため、津波避難シミュレーションでは、地震発生から5分後の避難では半数以上の避難者が被災するという厳しい結果となっている。

このため、平常時の防災教育や避難訓練等により、避難開始時間の短縮及び避難体制の強化を図り、地震発生から3分後に避難を開始し、迅速かつ適正な避難行動がとれるよう努める。

また、地域防災計画、津波避難計画に基づき、避難路や津波避難施設の整備、避難情報伝達などの警戒避難体制を構築する。

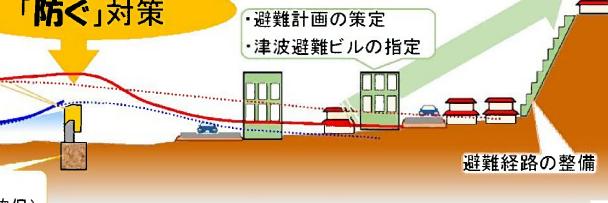
#### 地区協議会の主な目的(H27～H28)

「避難(逃げる)体制との組合せにより、地区の実情に見合った施設整備のあり方(基本方針)」を決める。

- ・情報伝達手段の確保
- ・津波対策の教育・啓発

**「防ぐ」+「逃げる」  
⇒「多重防御」**

**「防ぐ」対策**



#### 6. 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

<津波防災地域づくりを進めるための取組施策は以下のとおりです>

##### (1) ソフト対策の充実による円滑な避難の確保

- ①情報伝達
  - ・防災行政無線の整備、防災メールの活用など
- ②安全な避難路、避難経路の確保
  - ・建物の耐震化、ブロック塀の撤去・改善、家具転倒防止等補助の活用、空家対策の強化等
- ③避難誘導
  - ・避難誘導看板、夜間避難環境整備、観光客情報提供対策等
- ④安全な避難空間の確保
  - ・避難場所・避難タワー、救命艇の整備、避難ビルの指定等

##### (2) 地域の特性に配慮した津波防護ラインの構築

- ①津波防護強化対策(ハード対策)
  - ・那賀川の津波対策施設の整備
  - ・海岸保全施設(防潮堤)の整備(港湾・漁港)など

##### (3) 津波への備え・意識啓発

- ①事前の備え
  - ・津波ハザードマップ、津波避難計画の作成、津波災害警戒区域の指定、要支援者対策の検討など
- ②意識啓発
  - ・防災教育、津波避難訓練、住民説明会の開催など

##### (4) 災害に強いまちづくり

- ①防災力の向上、都市機能の確保
  - ・広域的なネットワークの確保
  - ・緊急輸送路の確保
  - ・松崎新港等防災拠点の活用
  - ・地域コミュニティの強化
  - ・公民館の防災センター活用

##### (5) 速やかな復旧・復興

- ①円滑な復興への備え
  - ・事前復興計画の策定
  - ・復興イメージトレーニングの実施
  - ・地籍調査の実施推進
  - ・地区防災計画、要配慮者施設等防災計画の策定
  - ・学校、福祉施設の高台移転の検討

#### 7. 推進計画実現に向けた今後の進め方

##### (1) 津波防災上の課題を踏まえた目標

- ①みんなで取組み、津波から命を守る
- ②津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続
- ③津波被災からの町民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的な復興

避難対策を充実させ、多層防護による  
レベル2津波対応の避難体制を構築する  
観光や景観に配慮した  
構造・外観

自助・共助・公助の連携  
住民の参画

迅速な復旧・復興を進めため、  
将来のまちづくりについて事前協議を推進する  
災害に強いまちづくり  
歴史・景観など魅力あるまちづくり  
活力あふれるまちづくり

##### (2) 施策推進の考え方

津波防災地域づくりの推進施策は、大きな減災効果が見込まれる津波対策施設の整備を前提として、ハード・ソフトの施策内容と施策の達成時期を定める。

##### (3) 当面(10年程度)の目標の設定

- ①津波対策施設の整備推進(松崎地区)
  - ②津波警戒区域の指定及び避難対策の充実
  - ③要配慮者施設への支援
  - ④自主防災組織の防災力向上
- 多重防護によるL2津波対応の津波防災地域づくりを進め、避難体制を構築していく。

##### 進め方のイメージ

※これらの津波対策については、将来の町の姿を描きながら、その方向性に迷うことの無いよう、地区・県・町・関係機関が協力して実施していくとともに、今後も継続してソフト対策等を検討していく必要がある。

##### 第1段階(令和元年度)

地区協議会の意見を参考

に推進協議会、住民ワーク

ショッピングにおいて

- ①ハード対策

- ②ソフト対策

→レベル2対応の検討

『多重防護』

推進計画(第1段階)

##### 第2段階(令和2年度以降)

地区協議会の意見を参考

に推進協議会、住民ワーク

ショッピングの意見を踏まえ

- ①ハード対策

- ②ソフト対策

→レベル2対応の検討

『多重防護』

推進計画(第2段階)

松崎町  
津波防災  
地域づくり  
推進計画

【臨時  
見直し・  
改修】

##### (4) 計画の見直しと更新

社会情勢や災害リスクの変化に伴い、津波に関する施策の見直し等が必要となった場合は、適宜見直しを検討する。